

令和2年4月28日

「1号子ども」保護者各位

光塩学園女子短期大学附属認定こども園
園長 山坂 真紀

「緊急事態宣言」が、5月6日で解除された場合の

【 「諸経費」 についてのお知らせ 】

※ 「緊急事態宣言」が、5月6日以降も延長された場合の「諸経費」については、
後日改めてお知らせいたします。

「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のため、本園も「休園」措置を取る中、皆様におかれましては、今現在も様々なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、首題の件、令和2年4月14日（火）から5月6日（水）までの「休園」に伴う、4月の「諸経費」についてお知らせいたします。

1. 「園バス」使用料

➔ 4月分の「園バス」使用料は不要とし、5月の「園バス」使用料を徴収しないことで対応させていただきます。

※ 5月に「園バス」を使用しない場合、5月8日（金）までに、お電話にてご連絡ください。

2. 「特別徴収費」

➔ 「特別徴収費」は、「教材費」や「施設・設備費」および、「新型コロナウイルス感染症」等に対する、「消毒・除菌」等に使用している費用のため、返還はありません。

3. 「おむつ廃棄代」

➔ 4月に本園で「おむつ」を廃棄していない場合、5月の「おむつ廃棄代」を徴収しないことで対応させていただきます。

※ 5月から「おむつ」を使用しない場合、5月8日（金）までに、お電話にてご連絡ください。

4. 「給食費」

➔ 「給食費」は、上記の「午前教育」期間及び長期休業期間を含んだ、一年間の食材価格の増減を見越して算出し、4月と10月にそれぞれ6か月分を納入いただいておりますので、現段階では、返還はありません。

【 「5月の諸経費」は、5月7日（木）に「口座振替」する予定でしたが、納入内訳を「休園」明けに配付する関係上、5月15日（金）に変更させていただきます。予めご了承ください。】

※ 「緊急事態宣言」延長の場合、5月15日（金）の「口座振替」は、行いません。